



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 10 日 (金)
第 8 8 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (410) (関西本部) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (411) (公文書館) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (412) (青少年・家庭課) 3
	図書類の年齢区分等の審査を行う団体の指定 (413) (〃) 3
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関
	(414) (山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (415~418) (企業支援課) 4
	県道の区域の変更 (419) (道路企画課) 7
	土地改良区の役員の退任 (420) (中部総合事務所農林局) 7
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等
	(11) 8
	個人演説会を開催することができる施設の変更 (12) 8
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (13) 9
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 10

告 示

鳥取県告示第410号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
関西における鳥取県出身学生のUターン就職等の状況調査
- 2 調査の目的
鳥取県からの進学者が多い関西圏に所在する各大学における鳥取県出身学生の進路動向についての現況を把握し、今後の鳥取県のUターン就職支援の取組み及び移住定住施策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
関西圏に所在する大学
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 平成26年から28年までの卒業生に係る鳥取県出身学生の学部別、卒業年次別及び男女別の数
 - イ アのうち就職した者の学部別、卒業年次別及び男女別の数
 - ウ イのうち鳥取県内へ就職した者の学部別、卒業年次別及び男女別の数
 - (2) その基準となる期日
平成28年5月1日
- 5 報告を求める者
関西圏の大学のうち、県出身者が毎年多く進学する私立大学、国公立大学等約50校
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送するとともに電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。
- 7 報告を求める期間
平成28年6月10日（金）から同月30日（木）まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第411号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

図 書 名	委託の相手	委託期間
ブックレット各巻、手記編 各巻及び新鳥取県史資料編 各巻、資料集「澤田廉三と 美喜の時代」	鳥取県教科図書販売株式会社	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
ブックレット各巻及び手記 編各巻	鳥取県立博物館振興会 公益財団法人鳥取市文化財団	〃

	株式会社文化の友	
ブックレット5 江戸時代の鳥取と朝鮮	韓国物産館	〃
ブックレット13 鳥取県の妖怪	境港市観光協会	〃
ブックレット18 大庄屋と地域社会	河本家保存会	平成28年4月21日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第412号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行 所名
7249	雑誌	iP! スペシャル おとなのインターネット 2016	雑誌 67608-86	(株)晋遊舎
7250	〃	実話ナックルズ 月刊6月号 (緊急特集10代の正体)	雑誌 04877-6	ミリオン出版 (株)
7251	〃	別冊SPA! 2015	雑誌 67695-32	(株)扶桑社
7252	図書	辰見拓郎のフェラチオ講座	ISBN978-4-7817-0059- 5	(株)データハウ ス
7253	雑誌	裏モノJAPAN 6月号 男の夢を叶えるスケベひみつ道具	雑誌 01805-06	(株)鉄人社
7254	〃	お外deふれい♥恥じらい美女	雑誌 57635-71	(株)竹書房
7255	〃	シロウト人妻 何でもシテあげる	雑誌 51557-13	(株)メディアッ クス
7256	〃	美女達の職場性体験 働く女の裏事情	雑誌 57635-69	(株)竹書房

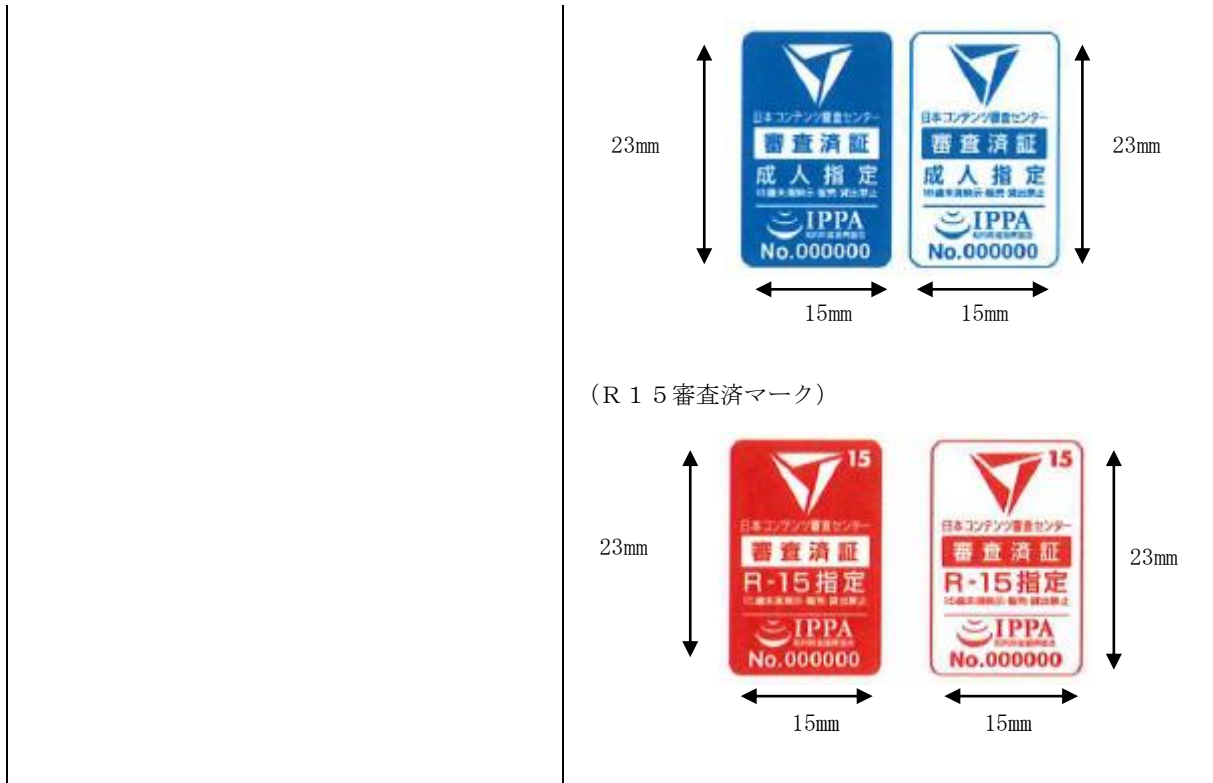
鳥取県告示第413号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。 (R18審査済マーク)



鳥取県告示第414号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県山陰海岸ジオパーク映像資料制作業務プロポーザル審査会	山陰海岸ジオパーク映像資料制作業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年6月10日から同年7月31日まで	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

鳥取県告示第415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ①丸合上後藤店 米子市三旗町7-16ほか
 - ②丸合皆生店 米子市皆生温泉二丁目2-43
 - ③丸合河崎店 米子市河崎1740-7ほか
 - ④丸合弓ヶ浜店 米子市夜見町3077-17
 - ⑤丸合東福原店 米子市東福原六丁目11-7
 - ⑥丸合みのかや店 米子市蚊屋200-1ほか
 - ⑦丸合西倉吉店 倉吉市生田348-1ほか
 - ⑧丸合境港ターミナル店 境港市浜ノ町112

⑨境港ショッピングスクエア パティオ 境港市元町1825

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
変更後 株式会社丸合 米子市東福原二丁目19-48
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年3月13日ほか
- 5 届出年月日
平成28年5月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年6月10日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する各総合事務所地域振興局及び市町村役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合五千石店 エキサイティングタウン五千石店 米子市福市1676ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東光産業有限会社 代表取締役 山川 栄子 米子市皆生一丁目1-64
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
変更後 株式会社丸合 米子市東福原二丁目19-48
- 4 変更年月日
平成28年3月13日
- 5 届出年月日
平成28年5月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年6月10日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

①丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬789-1ほか

②丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀226-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40

J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13-1

変更後 株式会社丸合 米子市東福原二丁目19-48

J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6-28

変更後 株式会社丸合 米子市東福原二丁目19-48

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6-28

4 変更年月日

平成28年3月13日

5 届出年月日

平成28年5月30日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年6月10日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングスクエア パセオ 日野郡日南町霞789-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社さつき開発 代表取締役 佐々木 幸喜 日野郡日南町霞789-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年3月13日
- 5 届出年月日
平成28年5月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年6月10日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日南町企画課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年6月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港岩美 停車場線	岩美郡岩美町大字浦富字下前田600-1地先から同字 607-1地先まで	変更前	12.7~24.5	66.0
		変更後	17.1~24.5	66.0

鳥取県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事 福井春光 倉吉市上井414
 平成28年4月28日退任
 理事 福井 昭 倉吉市福庭40
 平成28年5月6日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成28年6月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,461
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,301
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,502
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,871
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,191
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,378
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,597
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,363
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,134
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,773
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,961
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,404

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

米子市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

変更前		変更後	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
米子市民体育館	米子市東山町106	米子市民体育館	米子市東山町106-4
米子市文化ホール	米子市末広町58-6	米子市文化ホール	米子市末広町293
鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原八丁目1210-1	鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原八丁目27-1

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

琴浦町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
琴浦町農村環境改善センター	東伯郡琴浦町大字佐崎12-1
琴浦町基幹集落センター	東伯郡琴浦町大字宮木207
琴浦町農村環境改善センター	東伯郡琴浦町大字籠津437

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	区別	平成28年7月13日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第1会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	経験者講習	平成28年7月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月10日

鳥取県立米子工業高等学校長 友 松 文 嗣

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコンほか

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

(4) 納入期限

平成28年8月31日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年6月17日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成28年6月10日（金）から同年7月20日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付

出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成28年6月10日(金)から同年7月20日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し(平成28年6月10日(金)以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成28年6月10日(金)から同年7月4日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年7月20日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成28年7月19日(火)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年7月4日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額

を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) July 4, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 20, 2016 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(July 19, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220

Bakuromachi Yonago-shi Tottori 683-0052 Japan

TEL : 0859-22-9211